

諮問庁：国立大学法人広島大学

諮問日：平成28年8月25日（平成28年（独情）諮問第66号）

答申日：平成28年10月27日（平成28年度（独情）答申第45号）

事件名：特定個人の遺伝子組換え生物等使用実験計画書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定部局特定組織において特定教員Aと研究を行っている特定個人の広島大学における平成18年度以降（継続分を含む）の遺伝子組換え生物等使用実験に関して、実験場所、飼養・栽培等場所が特定できる文書。実験の区分、拡散防止の区分、拡散防止措置を記載した文書。（遺伝子組換え生物等使用実験計画書等。また、実験責任者としてだけでなく、実験従事者として関与するもの、関与したものもすべて。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年6月17日付け広大総務第16-31号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本件対象文書の開示を求めたが、「当該法人文書については、法8条の規定に基づき、存否応答拒否いたします」という、実質上何ら合理的な説明もないままの不開示決定であった。これは情報開示制度の趣旨に反するものと思われるので、審査請求ならびに情報開示を再度願います。

イ 遺伝子組換え実験、遺伝子組換え生物使用に関する実験では、適切な管理等の法令順守が義務づけられている。しかし、特定教員Aらは遺伝子組換え実験室内での飲食、遺伝子組換え実験室ドアを開放したままでの実験、P2実験中の「周知」や適切な「標示」も行わ

ない中での「安全キャビネット」の使用を繰り返している。更に、動物実験室ではないゲノム障害病理教室へのマウスの持ち込みと解剖の疑いについても、特定教員Aから合理的な説明はなかった。特定個人に関する本情報開示は、特定教員Aらの研究グループの遺伝子組換え実験・遺伝子組換え生物取り扱いに関する問題（カルタヘナ法違反、省令違反）について、事実関係の確認と検証を行う上で必要不可欠なものである。

広島大学はこれまでに、既に、特定教員A，特定教員B，特定教員Cの遺伝子組換え生物使用実験計画書あるいは動物実験計画書の（一部）開示を行ってきたので、特定個人の遺伝子組換え生物使用実験計画書のみを開示しないという合理的な理由は何ら存在しないはずである。

今回の大学の決定は、「開示を求める権利」を不当に奪ってしまうばかりでなく、遺伝子組換え実験に関する問題（カルタヘナ法違反、省令違反）の事実確認，全容解明を妨げる不当な決定だと言わざるを得ない。以上の理由から再度情報の開示を要求する。

（2）意見書

ア 本情報開示請求も、他の不服申立て事案と同様、特定教員Aグループによる遺伝子組換え生物使用実験違反等の全容解明のために必要となったためのものである。

イ 対象文書と情報開示について

対象文書「遺伝子組換え生物等使用実験計画書」の不開示理由として、広島大学は「対象となる法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定個人が特定の職務に従事しているか否かという法5条1号に該当する不開示情報を開示することになるため、法8条の規定に基づき存否応答拒否とする」と主張しているが、大学は、別紙の通り、特定個人を含む遺伝子組換え生物等使用実験従事者を広く公表・周知し、実験従事のために必要な講習会への参加も促している。また、これまで既に、特定教員A，特定教員B，特定教員C，特定教員Dらの遺伝子組換え生物等使用実験計画書の開示を行っており、今回の特定個人のみ遺伝子組換え生物等使用実験計画書を、「特に秘匿しなければならないもの」としなければならない理由はないはずである。また、組換えDNA実験に関するルール法令を守るという「法令遵守」の観点からは、寧ろ積極的に開示すべきものである。

ウ 以上の理由から、特定個人の遺伝子組換え生物等使用実験計画書等の速やかな開示を求める。

（他の不服申立て事案に係る具体的な記載及び「別紙」については、

本答申では省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯について

法3条の規定に基づき、本学に対して平成28年5月17日付け文書にて、本件対象文書の開示請求があった。

本学は、平成28年6月17日付けで法人文書不開示決定通知書を審査請求人に送付し、この後、平成28年7月25日付けで審査請求書が提出された。

2 原処分維持の理由

審査請求人は、今回の大学の決定は、「開示を求める権利」を不当に奪ってしまうばかりでなく、遺伝子組換え実験に関する問題の事実確認、全容解明を妨げる不当な決定であるから、再度情報の開示を求めているが、本学としては、再検討した結果、以下の理由により原処分の維持が妥当であるとの結論に至った。

今回の開示請求において、対象となる法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定個人が特定の職務に従事しているか否かという法5条1号に該当する不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき存否応答拒否とする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年8月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年9月23日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ④ 同年10月6日 | 審議 |
| ⑤ 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで、特定個人が特定の職務に従事しているか否かという法5条1号に該当する不開示情報を開示することになるため、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当である旨説明することから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、個人を特定した上で、当該個人が広島大学において遺伝子組換え生物等使用実験に従事していることを前提に、同実験に関

わる諸文書の開示を求めており、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が広島大学において遺伝子組換え生物等使用実験に従事しているという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

(2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定個人は広島大学において氏名等について公表慣行のある者には該当しないとのことであるから、当該情報は、広島大学において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋